

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2017-30284(P2017-30284A)

【公開日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-006

【出願番号】特願2015-154352(P2015-154352)

【国際特許分類】

B 4 1 J 11/02 (2006.01)

B 4 1 J 2/165 (2006.01)

B 4 1 J 2/17 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/02

B 4 1 J 2/165 2 0 7

B 4 1 J 2/17 2 0 7

B 4 1 J 2/01 1 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月19日(2017.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクを吐出してシートにプリントを行うプリントヘッドと、シートを搬送方向に搬送する搬送手段と、前記プリントヘッドに対向して前記搬送手段で搬送されるシートを支持するプラテンと、前記プラテンに配され前記プリントヘッドから吐出されたインクを受ける受け部と、前記プラテンに配されインクを吸収する吸収体とを備え、前記プラテンには、前記受け部で受けたインクを前記吸収体に移動させるためのインク溝が設けられているプリント装置であって、

前記プラテンを上からみたとき、前記搬送方向において前記吸収体の上面の第1部分は前記受け部とは異なる位置にて前記プラテンの表面に露出しているとともに、前記搬送方向において前記吸収体の上面の前記第1部分とは位置が異なる第2部分は前記プラテンの表面に露出することなく隠れており、

前記プリント装置は前記プラテンの姿勢を変えるスライド部材を含む機構を備え、前記スライド部材が第1の位置にあるときは前記プラテンが第1の姿勢になり、前記スライド部材が前記第1の位置とは異なる第2の位置に移動すると前記プラテンが前記第1の姿勢よりも前記受け部の傾斜角度が大きい第2の姿勢に変わることを特徴とするプリント装置。

【請求項2】

前記プラテンには、前記搬送方向において前記受け部を挟んで第1リブ部と第2リブ部が設けられており、前記第1リブ部と前記第2リブ部はいずれも前記受け部よりも高い頭部を持ち前記頭部でシートを裏面から支持する複数のリブを有しており、

前記吸収体は、前記第1リブ部に対応する位置にて、前記プラテンの背面に配置されていることを特徴とする、請求項1に記載のプリント装置。

【請求項3】

前記受け部には複数の前記インク溝が形成されており、前記プラテンを上からみたとき、前記吸收体の前記第1部分は、前記受け部に形成された複数の前記インク溝および前記第2リブ部とは前記搬送方向において離れた位置にて露出していることを特徴とする請求項2に記載のプリント装置。

【請求項4】

前記受け部に形成された前記複数の前記インク溝は、第1の傾斜溝および前記第1の傾斜溝とは溝底の傾斜の状態が異なる第2の傾斜溝を含むことを特徴とする請求項3に記載のプリント装置。

【請求項5】

前記第1の傾斜溝および前記第2の傾斜溝の溝底は、インクが移動する方向の下流にいくほど溝幅が狭くなる形状を有していることを特徴とする請求項4に記載のプリント装置。

【請求項6】

前記インク吸收体は、前記プラテンの長手の方向に長い直方体の形状を有し、使用する最大シート幅よりも広い範囲をカバーする長さを持っていることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のプリント装置。

【請求項7】

前記インク吸收体の前記第2部分は前記インク受けの下に位置していることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載のプリント装置。

【請求項8】

前記吸收体にはさらに別のインク吸收体が接続されていることを特徴とする請求項1から7のいずれか1項に記載のプリント装置。

【請求項9】

前記プリントヘッドを保持して往復移動するキャリッジをさらに備え、前記プラテンに支持されるシートに対して前記キャリッジが往復移動しながらシート端部に余白のないフチ無しプリントを行うことが可能であり、前記フチ無しプリントにおいては前記プリントヘッドから前記プラテンに支持されるシートの外側にはみ出して吐出されたインクを前記受け部で受けることを特徴とする請求項1から8のいずれか1項に記載のプリント装置。

【請求項10】

前記プラテンが前記第1の姿勢のときに前記キャリッジが往復移動しながらプリントが行なわれ、前記プリントが行われていないときに前記機構により前記プラテンは前記第1の姿勢から前記第2の姿勢に変えられることを特徴とする請求項9に記載のプリント装置。

【請求項11】

前記スライド部材が前記第1の位置から前記第2の位置に移動すると、前記搬送方向における前記プラテンの下流側が降下して前記プラテンは前記第2の姿勢になり、前記スライド部材が前記第2の位置から前記第1の位置に移動すると、前記プラテンの下流側が上昇して前記プラテンは前記第1の姿勢になることを特徴とする請求項9または10に記載のプリント装置。

【請求項12】

前記プラテンの長手の方向に離れた2カ所のそれぞれにおいて前記スライド部材と前記プラテンの背面側の部位とが当接するものであり、前記スライド部材が前記第1の位置から前記第2の位置に移動すると、前記2カ所のそれぞれにおいて前記スライド部材と前記部位との当接状態が変わることを特徴とする請求項11に記載のプリント装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、インクを吐出してシートにプリントを行うプリントヘッドと、シートを搬送方向に搬送する搬送手段と、前記プリントヘッドに対向して前記搬送手段で搬送されるシートを支持するプラテンと、前記プラテンに配され前記プリントヘッドから吐出されたインクを受ける受け部と、前記プラテンに配されインクを吸収する吸収体とを備え、前記プラテンには、前記受け部で受けたインクを前記吸収体に移動させるためのインク溝が設けられているプリント装置であって、

前記プラテンを上からみたとき、前記搬送方向において前記吸収体の上面の第1部分は前記受け部とは異なる位置にて前記プラテンの表面に露出しているとともに、前記搬送方向において前記吸収体の上面の前記第1部分とは位置が異なる第2部分は前記プラテンの表面に露出することなく隠れており、

前記プリント装置は前記プラテンの姿勢を変えるスライド部材を含む機構を備え、前記スライド部材が第1の位置にあるときは前記プラテンが第1の姿勢になり、前記スライド部材が前記第1の位置とは異なる第2の位置に移動すると前記プラテンが前記第1の姿勢よりも前記プラテンの傾斜角度が大きい第2の姿勢に変わることを特徴とする。